

徳島県個人情報保護審査会答申第80号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年1月26日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇. 〇日、私が県に「人権侵害」に対する苦情を申し入れた内容に対する書類・伺い書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成しておらず、保有個人情報が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月15日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年5月30日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の趣旨等

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

県がH〇年〇月〇日の〇〇〇で、個人情報公開で、私に関する書類を抜き取る行為を確認し、県職員による人権侵害を人権課の担当に伝えたもので、同時に苦情調査表を作成したと回答した時に、個人情報公開請求書類を出すと約束したものであり、無

いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

(1) 男女参画・人権課には、人権担当と男女共同参画担当の2つの担当があり、人権担当が人権に関する啓発などの業務を行っている。

平成〇年〇月〇日、審査請求人から県職員による人権侵害を受けたとの申出（以下「本件申出」という。）の電話があった際には、人権担当職員が不在である旨を伝え、男女共同参画担当の職員（以下「当該職員」という。）が対応した。

その電話の際に、審査請求人からメモをしているかと聞かれたため、メモ（以下「本件メモ」という。）を取っている旨を答えた。

その後、当該職員が、人権担当職員と上司に電話の内容を伝えたものであるが、人権侵害については、人権擁護機関である地方法務局・支局が「人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）」に基づき、必要に応じて調査及び救済措置を行うこととなっているため、実施機関の職員が後日電話にて、地方法務局・支局へ相談するよう審査請求人に伝えた。

また、本件申出に対し、実施機関では人権侵害が認められるかどうかの調査や判断及び説示等はできないため、人権侵害を行ったとされる職員の所属（以下「当該所属」という。）に対しては、審査請求人から本件申出があったことのみを伝えた。

(2) 審査請求人は「個人情報公開請求書類を出す約束したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。」と主張するが、人権侵害については、地方法務局・支局で対応しているため、実施機関では文書を作成しておらず、本件申出に対しても、口頭により実施機関内での報告や当該所属への伝達を行ったものである。

また、審査請求人が「苦情調査表を作成したと回答した」と主張する苦情調査表とは、本件メモを指すものと考えられるが、本件メモについては、当該職員が電話の内容を人権担当職員に伝えるための個人的なメモであり、公文書には該当しない。

(3) 以上により、本件請求に関しての個人情報を保有していないため、開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在と主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日、審査請求人が男女参

画・人権課に「人権侵害」に対する苦情を申し入れた内容を記録した書類・伺い書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日、審査請求人から本件申出の電話があったが、人権侵害については、地方法務局・支局で対応しているため、実施機関では文書を作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はなく、本件申出に対しては、口頭により実施機関内での報告や当該所属への伝達を行ったとの説明に、特段、不合理な点はない。

ウ 本件メモについては、当該職員が人権担当職員に電話の内容を伝えるための個人的なメモとのことであり、通常、そのようなメモが、組織としての共用文書として、利用・管理されているとは認められない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 5月30日	諮 問
平成30年 8月28日	審 議（第103回審査会）
11月15日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第105回審査会）
12月12日	審 議（第106回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
大 道 晋	弁護士	平成30年10月31日まで
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者 平成30年11月1日から
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長